

# 平成24年度 人事行政の運営等の状況

## 1. 任免および職員数

### (1) 職員数（各年4月1日現在）

区分		職員数		増減
		23年度	24年度	
一般行政	議会	3人	3人	0人
	総務	54人	56人	2人
	税務	15人	15人	0人
	民生	37人	31人	△6人
	衛生	14人	14人	0人
	農林水産	15人	15人	0人
	商工	6人	6人	0人
	土木	16人	16人	0人
	特別行政	教育	19人	19人
公営企業等	水道	8人	8人	0人
	下水道	5人	5人	0人
	その他	8人	8人	0人
総合計		200人	196人	△4人

### (2) 採用および退職の内訳

区分	採用者数	区分	退職者数
一般行政職（上級）	5人	定年退職	6人
保健師	1人	勸奨退職	2人
土木職	1人	普通退職	2人
合計	7人	合計	10人

※退職者数については、平成23年度実績です。

### (3) 職員数の推移について

区分	H20	H21	H22	H23	H24
職員数	214人	209人	203人	200人	196人
増減	△6	△5	△6	△3	△4

## 2. 職員の給与の状況

### (1) 職員の給料・諸手当について

#### ① 給料（一般行政職員）

区分	初任給	経験年数			平均 給与額	平均 年齢
		10～15年	15～20年	20～25年		
高校卒	140,100	215,300	266,700	328,500	313,600	41.3
大学卒	172,200	266,400	327,800	371,300	311,600	41.8

#### ② 諸手当について

##### ◎ 扶養手当（月額）

区分	手当額	支給職員数
配偶者	13,000円	95人
配偶者以外	6,500円	平均金額
配偶者無しで1人目	11,000円	20,100円
その他 (満15歳～満22歳の間加算)	5,000円	

##### ◎ 期末勤勉手当（年額）

区分	支給月数	支給職員数
期末手当	6月期	1.225月分
	12月期	1.375月分
勤勉手当	6月期	0.675月分
	12月期	0.675月分
		平均金額 1,373,700円

※職務の級による役職加算有り（5%～15%）

##### ◎ 住居手当（月額）

区分	手当額	支給職員数
自己所有	8,000円	132人
借家	家賃18,000円以内	7,000円を 控除した額
	家賃18,000円以上	27,000円を 限度に支給
		平均金額 13,600円

##### ◎ 通勤手当（月額）

通勤距離が2km以上の職員を対象に支給しています。  
公共交通機関通勤者：6ヵ月定期等価格により一括支給  
車等による通勤者：通勤距離に応じて24,500円を上限に支給

・支給職員数 83人 ・平均金額 9,300円

##### ◎ 退職手当

勤続年	定年・勸奨	自己都合	支給職員数
20年	30.55月分	23.50月分	9人
25年	41.34月分	33.50月分	平均金額
35年	59.28月分	47.50月分	20,961,340円

※いずれも最高限度月数は59.28月分

### ◎管理職手当（月額）

区分	支給率	支給職員数
部長職	給料月額の 18%	32 人
課長職	給料月額の 13%	・平均金額
保育所長	給料月額の 8%	57,100 円

### ◎寒冷地手当（年額）

区分	支給額	支給職員数
世帯主の職員	扶養有り 116,800 円 扶養無し 65,300 円	197 人
その他の職員	44,000 円	・平均金額 83,300 円

### ◎時間外・休日勤務手当（月額）

勤務時間外や休日に勤務した場合に支給しています。

・支給職員数 173 人 ・平均取得時間 10.0 時間 ・平均金額 21,200 円

### (2) 特別職などの給料等について

区分	給料月額	期末手当
町長	850,000 円	年間 3.3 ヲ月分支給 町長 20%、 副町長・教育長 10%削減して支給
副町長	700,000 円	
教育長	610,000 円	

### (3) 特別職の報酬等について

区分	報酬月額	期末手当
議長	310,000 円	年間 4.2 ヲ月分支給 議長・副議長・ 議員、10%削減 して支給
副議長	260,000 円	
議員	240,000 円	

## 3. 職員の勤務時間・勤務条件

### (1) 勤務時間の状況について

勤務時間	始業	終業
38 時間 45 分	8 時 45 分	17 時 15 分
休憩時間	休憩時間	週休日
—	45 分	土・日曜日

### (2) 年次有給休暇の状況

総付与日数	総取得日数	職員数	一人当たり 平均取得日数
7,481 日	2,138 日	198 人	10.8 日

## 4. 職員の処分・服務・福祉の状況

### (1) 分限および懲戒処分の事案 なし

### (2) 職員の服務規律違反の事案 なし

地方公務員法第 30 条に基づき、職員にはさまざまな義務（服務規律）が課せられています。

### (3) 公務災害と通勤災害の事案

◎公務災害認定 発生件数 2 件

◎通勤災害認定 発生件数 1 件



### (4) 福利厚生について

◎職員健康診断 187 人

（総合健診 135 人、健康診断 52 人）

◎職員健康相談 34 人

◎当別町職員福利厚生会

【本人掛金】月額×1,000 分の 5

【補助金】補助はありません

◎北海道市町村職員共済組合 【対象】すべての職員

【掛金及び事業内容】共済組合 HP を参照。

(<http://www.hokkaido-kyosai.jp/>)

◎北海道市町村職員福祉協会 【対象】すべての職員

【掛金及び事業内容】福祉協会 HP を参照。

(<http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/>)

## 5. 職員研修の状況

税務事務や法務基礎など、のべ 134 人が参加。

◎石狩町村会 35 人 ◎札幌広域圏組合 9 人

◎北海道市町村職員研修センター 26 人

◎自主研修 4 人 ◎北海道町村会 1 人

◎庁舎内研修 59 人

## 北石狩公平委員会の業務状況

北石狩公平委員会に対する勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に対する不服申し立てはありませんでした。

▼問合せ 総務課人事係（☎ 23 - 2330）